

鳥取縣報

昭和二十二年十二月卅一日 水曜日

規則

鳥取縣規則第四十七號

次の縣令番號を新舊區別により讀みかえ、昭和二十二年法律第七十二號（日本國憲法施行の際現に効力を有する

件名 舊

新

削除條項

命令の規定の効力等に關する法律）により一部削除する。

昭和二十二年十二月三十一日

鳥取縣知事 西尾 愛 治

鳥取縣漁業取締規則

昭和十四年鳥取縣令第三十三號

鳥取縣規則第四十八號

第三十七條乃至第三十九條

河川及港灣取締規則

大正二十一年鳥取縣令第二十一號

同 第四十九號

第十五條

土木工事取締規則

同 十四年鳥取縣令第四十四號

同 第五十號

第十七條

國有財産使用及產物採取規則

同 十五年同

第三號

同 第五十一號

第二十條ノ二

砂防法ニ依ル指定地取締規則

昭和十二年同

第二十三號

同 第五十二條

第五條

風致地區規則

同 十五年同

第四十九號

同 第五十三號

第十條

社會事業法施行細則

同 十三年同

第三十六號

同 第五十四號

公益質屋法施行細則

同 二年同

第六十七號

同 第五十五號

生活保護法施行細則

同 二十一年同

第六十三號

同 第五十六號

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル）

昭和二十二年十二月卅一日

（昭和二十二年十二月卅一日）

一

民生委員令施行細則
鳥取縣耕地整理會計規程
耕地整理施行、耕地整理組合設立
認可申請、關スル件
耕地整理費補助規程

同
大正二年同
同
同
同

第七十六號
第三十五號
第三十六號
第三十七號
同
同
同
同
第六十號

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
昭和二十二年十二月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 醫藥部外品等取締法施行細則
第二條 法第三條第二項の規定による届け出は別記第一號様式によらなければならない。
第三條 法第五條の規定による開張、變更若しくは廢止の届け出は別記第二號様式によらなければならない。
第四條 法第三條第一項の規定によつて許可をしたときは別記第六號様式の許可證を交付する。
第五條 法第三條第二項の規定によつて届け出を受理したときは別記第七號様式の届け出済の證を交付する。
第六條 法第九條第二項の規定による身分を示す證票は別記第八號様式の通りとする。
第七條 醫藥部外品又は化粧品製造業者は別記第九號様式の標札を店頭その他見易い場所に掲げなければならない。
附 則
この規則は昭和二十三年一月一日からこれを施行する

第四條 法第三條第一項の規定によつて許可をしたときは別記第六號様式の許可證を交付する。
第五條 法第三條第二項の規定によつて届け出を受理したときは別記第七號様式の届け出済の證を交付する。
第六條 法第九條第二項の規定による身分を示す證票は別記第八號様式の通りとする。
第七條 醫藥部外品又は化粧品製造業者は別記第九號様式の標札を店頭その他見易い場所に掲げなければならない。
附 則
この規則は昭和二十三年一月一日からこれを施行する

別記第一號様式

醫藥部外品製造許可申請書

品名	
原料品名及其の分量	
用法	
用量	
効能	

醫藥部外品等取締法第三條第一項の規定により許可せられたいので是本品及び手数料を添え申請します
年 月 日

住所(法人については其の事務所所在地)
營業所

申請人 氏 名 〇

生 年 月 日

鳥取縣知事氏名殿

(法人については其の名稱及代表者氏名)

別記第二號様式

化粧品製造届

品名	
原料品名及其の分量	
用法	
用量	
効能	

醫藥部外品等取締法第三條第二項の規定により見本品を添え御届けします
年 月 日

住所(法人については其の事務所所在地)
營業所

届出人 氏 名 〇

生 年 月 日

鳥取縣知事氏名殿

(法人については其の名稱及代表者氏名)

別記第三號様式

醫藥部外品(化粧品)製造所(加工所、小分所)開設届

00674

定たる營業所 開設製造所 (加工所、小分所) 開設年月日 開設理由 醫藥部外品等取締法第五條の規定により開設したので御届けします 年 月 日 住所(法人については其の事務所所在地) 鳥取縣知事氏名殿 (法人については其の名稱及代表者氏名) 別記第四號様式 醫藥部外品(化粧品)營業所(製造所、加工所、小分所)變更届	變更年月日 變更理由 醫藥部外品取締法第五條の規定により變更しましたので許可證(届け出済證)を添えて御届けします 年 月 日 住所(法人については其の事務所所在地) 鳥取縣知事氏名殿 (法人については其の名稱及代表者氏名) 別記第五號様式 醫藥部外品(化粧品)營業所(製造所、小分所)廢止届 廢止營業所(製造所加工所)小分所 廢止年月日 醫藥部外品等取締法第五條の規定により廢止したので許可證(届け出済の證)を添えて御届けします 年 月 日
--	--

00675

柱所(法人については其の事務所所在地) 届出人 氏 名 (法人については其の名稱及代表者氏名) 鳥取縣知事氏名殿 別記第六號様式(用紙の大きさは日本標準規格A5判とする) 第 號 醫藥部外品製造許可證 營業所 氏 名(又は法人の名稱) 生 年 月 日 一、品 名 右醫藥部外品の製造を許可する 年 月 日 鳥 取 縣	柱所(又は法人の名稱) 氏 名 生 年 月 日 一、品 名 右化粧品製造届出済であることを證する 年 月 日 鳥 取 縣
---	--

醫藥部外品等取締法第九條の規定に依る

表

職 氏 名	鳥 取 縣
-------	-------

別記第九號様式

60mm
150mm

醫藥部外品
化粧品
製造業氏名

鳥取縣規則第六十二號

毒物劇物營業取締法施行細則を次のように定める。

昭和二十二年十二月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

毒物劇物營業取締法施行細則

第一條 毒物劇物營業取締法第十二條第二項の身分を示す證據は別記第一號様式の通りとする。

第二條 毒物劇物營業取締法施行規則以下規則という

第四條の規定による事業管理人試験(以下試験とい

う)は毎年これを行う。試験を施行すべき期日及び場

所その他試験について必要な事項は試験期日の三十日

前にこれを告示する。

第三條 試験を受けようとする者は別記第三號様式の受

験願書に次に掲げる書類及び試験手数料を添えて知事へ

提出しなければならない。

一、履歴書

二、戸籍抄本

三、寫眞(出願前六ヶ月以内に脱帽で撮影した手札形

の臺紙のないもの)二葉

四、別に定める試験手数料

第四條 試験に合格した者はこれを告示し別記第三號様

式の合格證書を附與する。

第五條 規則第九條の規定による届け出は別記第四號様

式によらなければならない。

第六條 毒物劇物營業業者は別記第五號様式の標札を店頭

その他見易い場所に掲げなければならない。

この規則は昭和二十三年一月一日からこれを施行する。

別記第一號様式

毒物劇物營業取締法第十二條の規定による

臨検票

第 號

職氏名

鳥 取 縣 圖

別記第二號様式

(農業用) 毒物劇物營業事業管理人試験願

本 籍

住 所

試験の種類 筆記試験(實地試験)又は筆記、實地試験

受 験 地

氏 名

年 月 日 生

(農業用) 毒物劇物營業事業管理人試験を受けたら

で履歴書、戸籍抄本及び寫眞を添えてお願いします。

鳥取縣知事氏名殿

別記第三號様式の一

第 號

試驗合格證書

寫眞 添付 氏 名

年 月 日 生

右は 年 月鳥取縣に

於て施行した(農業用)

毒物劇物營業事業管理人

試験に合格したことを證

する

年 月 日

鳥取縣知事氏名圖

別記第三號様式之二

第 號

筆記試験合格證書

氏 名

年 月 日 生

右は 年 月鳥取縣に於て施行し

た(農業用) 毒物劇物營業事業管理人

筆記試験に合格したことを證する

年 月 日

鳥取縣知事 氏 名圖

(縦七二横九一)

鳥取縣公報

局

條 例

◇鳥取縣條例第三十八號

縣立學校授業料徴收條例を次のように定める。

昭和二十二年十二月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣立學校授業料徴收條例

第一條 縣立學校の生徒に對してはこの條例により授業料を徴收する。但し、盲學校、聾學校の生徒兒童に對してはこれを徴收しない。

第二條 授業料は年額七百貳拾圓とする。

第三條 授業料はこれを十二分して毎月十日までにこれを納付しなければならない。但し一月分及び四月分は十五日まで八月分は九月五日までとする。

第四條 休學が全月にわたつた場合はその月分の授業料

昭和二十二年十二月卅一日

外

水 曜 日

はこれを徴收しない。

第五條 授業料納期後十日を過ぎてなおこれを納付しない者は出席を停止することがある。但し出席停止中とすえども授業料はこれを免じない。

第六條 1、授業料納期後滞納六十日に及ぶ場合は學籍を除くことができる。
2、前項により學籍を除いた者に對しては授業料を追徴しない。

第七條 他府縣の學校より轉學又は入學した者に對してはその月分の授業料はこれを徴收する。

但し縣内の轉學又は編入の場合は以前在學した學校で授業料を納付した者に對してはその月分の授業料は重ねて徴收しない。

第八條 納付した授業料はどんな場合でもこれを返還しない。

第九條 就學困難な場合の授業料免除及び減免に關する事項は知事がこれを定める。

附 則

第十條 この條例は昭和二十二年九月一日からこれを適用する。

第十一條 次に掲げる規定はこれを削除する。
鳥取縣立中學校學則中第十六條

同 高等女學校學則中第十八條

同 倉吉農學校學則中第二十八條

同 日野農林學校學則中第二十五條

同 智頭農林學校學則中同

同 米子工業學校學則中第二十六條

同 鳥取工業學校學則中第二十八條

同 米子農商學校學則中第二十六條

同 鳥取商業學校學則中第二十一條

同 水産學校學則中第二十三條

昭和二十二年一月廿一日印刷
昭和二十二年十二月廿一日發行

鳥 取 公 報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

鳥取縣 鳥取市 東町
鳥取市 東町
鳥取市 東町
鳥取市 東町
鳥取市 東町